

東近江市税条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月24日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市税条例の一部を改正する条例

東近江市税条例（平成17年東近江市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第54条の2第1項中「以降」を「以後」に、「第62条の規定にかかわらず課税」を「固定資産税」に改め、同条第2項中「前項」の次に「の規定」を加え、「、市長」を「市長」に、「また」を「、また」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（過疎地域における固定資産税の課税免除）

第54条の3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第3号に規定する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（令和4年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対しては、固定資産税を課すべき最初の年度以後3年度の間に関し、固定資産税を免除する。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

旧永源寺町及び旧愛東町の区域が過疎地域に指定されたことに伴い、当該区域における固定資産税の特例を定めたく、本議案を提出するものである。